

広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画）中間取りまとめ（案）
 に対する広島市社会福祉審議会委員の意見への対応

※委員名は名簿順としています。

委員	意見要旨	対応
鳥帽子田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画は網羅的に書かれているが、年次計画的なものとしてどこまで実現させるのか。この計画には重点目標があると思う。本当に必要なものは何かを把握するため、モデル地区を育てていきながら、いろんな経験を積んでいく、具体的なことに取り組む時期に来ているのではないか。 ・ NPO、その他の団体を巻き込んだり、地域の中でネットワークをつくることについて、図示や具体的に書き込むことを検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点的な取組として掲げている地域の包括的な支援体制の構築については、計画期間内において、現在、東区で行われているモデル的な取組を他地区にも広げ、その成果を踏まえ、全市的な展開に向けて施策の推進を図ることとしています。 ・ NPOやその他の団体を含めた関係機関との連携や地域におけるネットワークづくりについては、第2編－第3章の「地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築」(P.17)に記載しているとおりです。 ・ また、図示については、「地域の包括的な支援体制の『目標像』」(P.23)のとおりであり、「NPO等市民活動団体」及び「民間企業」を追加しました（中間取りまとめで反映済み）。
落久保委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「福祉サービスを担う人材の確保・育成」(P.13)に、広島市としての福祉を担う外国人労働者への対応について明記すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年4月1日に改正入管難民法が施行されたことを受け、本市としても、今後、介護の分野での外国人人材の受入れに関する対応策について、検討を行うこととしているため、現時点ではこの計画に具体的に記述することはできませんが、今後の検討結果については、高齢者施策推進プラン等の個別計画に反映していきたいと考えています。

委員	意見要旨	対応
落久保委員 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 「多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備」の4の(3) (P. 20) に関連して、医療的ケア児の在宅生活を支えることについても目を向けておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児への支援については、広島市障害者計画において、施策の方向性として「医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実」を掲げ、関連する取組を記載しているため、本計画に重複して記載することはしていません。
川口委員 (文書提出意見を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 中間取りまとめ(案)からは、地域住民同士は頑張ります、専門機関が多機関が協働しますということだけしか読み取れない。本来、協働は行政と市民の間でなされるべきであるという前提を大切にしてもらいたい。 行政は住民活動をバックアップするという立場ではなく、市民と対等な立場でこれからの地域・福祉を共につくっていくという姿勢であるべきであり、そういう協働の考え方、書き方ができないか。 市民と行政の協働が重要であるため、「基本理念」(P. 11) について「市民の誰もが住み慣れた地域で、それぞれに役割を持ち、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる『行政と共に創る(あるいは行政と一体となった)』地域共生社会の実現」とする、又は本論に行政の協働姿勢をしっかりと書き加えるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を基に、第1編-第4章の「課題への対応の方向性」第4(P. 10) 及び第7章の「基本理念」(P. 11) に、行政と地域との協働について追加しました。 御意見を基に、第1編-第4章の「課題への対応の方向性」第4(P. 10) 及び第7章の「基本理念」(P. 11) に、行政と地域との協働について追加しました。

委員	意見要旨	対応
川口委員 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 「民間との連携・協働による地域福祉の推進」(P.20)について、「民間」という言葉を省き、「連携・協働による地域福祉の推進」とした上で、第1として「市民との協働」を加えるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2編-第4章の「民間との連携・協働による地域福祉の推進」は、地域住民等以外の社会福祉法人や民間企業等との連携・協働について記載しようとしている部分であるため、前述のとおり、第1編-第1章の「課題への対応の方向性」第4(P.10)及び第7章の「基本理念」(P.11)に、行政と地域との協働について追加したところです。また、具体的な取組については、第3章-第1及び第2(P.17, 18)に既に記載しているところです。
	<ul style="list-style-type: none"> 「重層的な圏域のイメージ図」(P.6)及び「地域の包括的な支援体制『目標像』」(P.23)に、「NPO等市民活動団体」を入れるべきである。また、圏域に関係なく活動する民間企業が町内会・自治会の圏域に示されているのは違和感があるため、圏域の図にレイヤーを重ねる形で「民間企業」、「NPO等市民活動団体」を入れてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「重層的な圏域のイメージ図」(P.6)の市の圏域の施設等に、「NPO等市民活動団体」及び「民間企業」を追加し、市の圏域内のどの圏域でも活動し得ることを明らかにしました。 「地域の包括的な支援体制『目標像』」(P.23)に「NPO等市民活動団体」及び「民間企業」を追加しました(中間取りまとめで反映済み)。
	<ul style="list-style-type: none"> 「重層的な圏域のイメージ図」(P.6)に「障害発達支援センター」とあるが、こうした名称の施設はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「重層的な圏域のイメージ図」(P.6)の「障害発達支援センター」を「発達障害者支援センター」に修正しました(中間取りまとめで反映済み)。

委員	意見要旨	対応
川口委員 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 「多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備」の4の(3) (P. 20) について、こども療育センターとその他の機関との連携ができるようにするという観点等から、「こども療育センター、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所などの専門機関相互の連携やこれらの機関と保育園、幼稚園、学校等との連携を深めるなど、相談及び支援体制の充実を図ります。さらに、これら専門機関と医療機関の連携の強化も図っていきます。」とすべきである。 「権利擁護の推進」の1 (P. 21) について、障害者権利条約の批准を契機に、安易に「成年後見」へという考え方を見直し、まずは個人の意思確認を徹底するという考え方が主流になってきたので、「高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけることができるよう、本人の意思を最大限尊重した上で、必要に応じて、日常生活での契約や財産管理を支援する成年後見制度の活用を考え、その業務を適正に行うことができる担い手の育成に取り組みます。」とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を基に修正しました (P. 20)。 「相談支援」を「相談及び支援」と分けて表記することについては、「相談支援」と分けずに表記することが国の文書等においても一般的であることから、原文のままとしています。 御意見を基に修正しました (P. 21)。
児玉委員	<ul style="list-style-type: none"> 地域高齢者交流サロンは、介護保険のデイサービスに比べて行政の費用負担は少なく済むと思うので、補助件数を増やすことを検討した方がよいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 「福祉コミュニティの拠点づくり等への支援」の(4) (P. 16) に「高齢者いきいきサロン（中略）など地域福祉活動の拠点について、一層拡大を図ります。」と記載しているところです。御指摘の視点については、市（高齢福祉課）において事業を進めていく上での参考とさせていただきます。

委員	意見要旨	対応
正原委員 (文書提出意見を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 「権利擁護の推進」の4 (P. 21) の虐待に対する一時保護について人的・物的な面でも整備するということを明確化するとともに、虐待対応について医療、警察、学校などの関係機関の連携や、一時保護した後、親子を分離せざるを得ないときでも、子どもが育っていくことができる環境の整備について記載すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護できる体制の整備の具体的な内容については、個別計画での対応が適切であると考えられるため、御意見については、今後における対応の参考とさせていただきます。 親子を分離した後の子ども等への支援については、子ども子育て支援事業計画において、「虐待を受けた子ども等への支援の充実」を掲げ、関連する取組を記載しているため、本計画への重複記載はしないこととしています。 関係機関の連携については、同項目に4として追加しました(P. 22)。
	<ul style="list-style-type: none"> 「権利擁護の推進」の4 (P. 21) に「虐待の防止に向けた取組」とあるが、例示されている一時保護の体制の整備や虐待対応職員の研修の充実などは虐待の早期の対応や適切な対応のための対策であるため、「防止」という表現よりも「早期対応」や「重篤化の防止」という表現の方がよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「早期対応」に修正しました(P. 22)。
	<ul style="list-style-type: none"> 「権利擁護の推進」の5 (P. 21) の「子育ての負担が重いと考えられる家庭」という表現について、P. 31の支援の実践例における表現に合わせて「支援を要すると考えられる家庭」としてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を基に修正しました(P. 22)。

委員	意見要旨	対応
中尾委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「民間との連携・協働による地域福祉の推進」(P. 20) にNPOや当事者組織の記載を加えた方が良いという意見があったが、ペアレント・メンター(発達障害のある子の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親)として、地域住民ができることがあるのではないかと。 ・ 「支援の実践例」(P. 26～32)に関して、ケアマネージャーが家庭訪問した際に、家族の方の障害に気づき、福祉サービスにつないだというケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「民間との連携・協働による地域福祉の推進」の第1(P. 20)に3として、ペアレント・メンターも含めた機能組織(NPO等)との連携について取組を追加しました(中間取りまとめで反映済み)。 ・ 「支援の実践例」は、典型的な事例を取り上げることとし、地区社会福祉協議会や民生委員、町内会による発見を例示としています。 ・ 地域包括支援センターが発見する事例については、今後の取組の参考とさせていただきます。
永野委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ この計画には、保健師という言葉が多く出てくるが、区役所には地区担当保健師がいて、地域側にコミュニティソーシャルワーカーがいないということは大きな問題ではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市では、保健師の地区担当制に加え、地域包括支援センター等に「相談支援包括化推進員」を配置して各相談支援機関等のネットワークを構築し、相談者をチームアプローチにより支援する体制を整備することとしており、これらにより、地区社会福祉協議会を中心とした地域の取組をバックアップすることで、コミュニティソーシャルワーカーと同様の機能を果たすことができるものと考えています。 ・ こうした取組については、現在、東区で行われているモデル的な取組を他地区にも広げ、その成果を踏まえ、全市的な展開に向けて施策の推進を図ることとしており、その中で、御指摘のコミュニティソーシャルワーカーの導入についても必要性を検討することになるものと考えています。

委員	意見要旨	対応
永野委員長 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 市は、地区社会福祉協議会（地区社協）の事務局を強化している。地区社協に事務局はあるが、核となる人物がなかなかいないと思う。地域の包括的な支援体制を採ろうと考えているのであれば、市社会福祉協議会（市社協）も頑張るが、市も事務局機能を強化するために助力をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中間取りまとめにおいても、地区社協の事務局機能の充実を図ることとしているところであり、その具体的な内容について、今後、市社協とも協議しながら、検討していきます。
中原委員	<ul style="list-style-type: none"> 「権利擁護の推進」（P. 21）に関連して、精神障害者の場合、本人が自宅で暴れて、親が逃げ出しているという状況があるので、親の権利擁護も考えてもらいたい。また、介護している方も疲労困憊しているため、それらの方の権利擁護も併せて考えてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の親や介護する方の権利擁護については、個別計画で対応することが適当であるため、御意見の内容については、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えています。
宮崎委員	<ul style="list-style-type: none"> 「支援の実践例」（P. 26～32）の1や2は、地区社会福祉協議会（地区社協）がリードしているが、市民意識調査の結果（P. 61）を見ると、社協のことが市民にほとんど知られていないため、地区社協の骨組をしっかりとっておかないと実現するのは難しいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協への支援については、活動拠点の整備の促進、事務局機能の充実を図ることにより、体制の整備を図ることとしています（P. 19）。
山田（知子） 委員	<ul style="list-style-type: none"> 「支援の実践例」（P. 26～32）はテーマに偏りが見られるため、虐待や子育て支援など、テーマを広げることができないか。また、NPOの関与も分かる事例があるとよい。 「支援の実践例」（P. 26～32）について、「共助」「公助」は書いてあるが、「自助」はどうなるのか。その捉え方というか、要援護者の心構えやすべきことが事例の中に含まれていないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事例7として、児童虐待への対応について追加するとともに、その中でNPOによる支援を記載しました（P. 32）。 「支援の実践例」においては、「共助」「公助」の結果、本人が治療を受けたり、社会参加したりするようになるなどの「自助」についても触れているところです。

委員	意見要旨	対応
山田（知子） 委員 （続き）	<ul style="list-style-type: none"> 「地域の包括的な支援体制『目標像』（P. 23～24）について、「重層的な圏域のイメージ図」（P. 6）とどこが違うのか。例えば、イメージ図では地域子育て支援センターなど、区の圏域や市の圏域の中に含まれている機関が、目標像では、全て中学校区の圏域に含まれているが、こうした点が分かりにくい。 この目標像だけでは、何をどうすることが目標なのか、どういう形が目標なのかということが分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「重層的な圏域のイメージ図」の方は、地域福祉に関する様々な主体が活動するエリアを客観的に示すものであるのに対し、「目標像」の方は、圏域ごとの活動主体の機能と相互の関係を示すものです。また、目標像においては、活動主体のカバーするエリアが中学校区の圏域にとどまらないものについては、圏域からはみ出すように表記しているところです。 目標像が目指すところについては、図の下に説明文を記載しているところです。
山田（春男） 委員	<ul style="list-style-type: none"> 計画の内容は、地域に頼り切っている感じがする。この計画を進めると、地域間の格差が生じる可能性があると思う。また、計画を見た人が町内会や地区社会福祉協議会（地区社協）の役割が大きいと感じ、担い手のなり手がなくなるかもしれない。そういう懸念があるので、地域包括支援センターや区役所などが連携して、公がある程度手助けする必要があると思う。地域だけで計画の全ての内容を抱えることはできないと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の包括的な支援体制については、地域によってこれまでの活動状況等に差があることから、計画期間内において、現在、東区で行われているモデル的な取組を他地区にも広げ、その成果を踏まえ、全市的な展開に向けて施策の推進を図ることとしました（中間取りまとめで反映したものを一部修正。）。 地区社協への支援については、活動拠点の整備の促進、事務局機能の充実を図ることにより、体制の整備を図ることとしています（P. 19）。

委員	意見要旨	対応
堀田委員 (文書提出意見を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活課題を、地域住民自身で解決できるものと専門的なものとの、地区社会福祉協議会（地区社協）で整理する場づくりが必要である。地区社協レベル、地域包括支援センターレベル、区レベルの各段階に必要であるが、特に地区社協レベルで必要であり、地区社協が、その場づくりをしっかりとしないと、課題がごちゃ混ぜになり、地域住民が背負うことになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止めることができるよう、活動拠点の整備の促進、事務局機能の充実を図ることにより、体制の整備を図っています（P.19）。
	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアの要点は、専門職の問題の共有化と協働体制づくりにある。多機関の専門職のネットワークづくりの要は、地域包括支援センターということであるが、地域包括支援センターが、市からの委託業務だけではなく、地域特性に応じた自主的な活動ができるように、専門機関等と行政が連携できる仕組みづくりが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2編-第3章-第3の4(1)（P.20）において、関係者のネットワークの中核を担う機関に支援に関する協議・検討の場を設け、個別支援から派生する新たな資源やシステムづくりの必要性についても協議・検討を行うこととしています。
	<ul style="list-style-type: none"> テーマ型の活動組織（NPO等）と地縁団体（町内会・自治会、地区社会福祉協議会等）が連携できるような仕組みづくりについても支援していくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 「民間との連携・協働による地域福祉の推進」の第1（P.20）に3として、NPO等との連携について取組を追加しました（中間取りまとめで反映済み）。

委員	意見要旨	対応
堀田委員 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 支援には個別支援と地域支援の二つがあり、両方取り組んでいかないといけない。地域支援を担うのは社会福祉協議会であると思うが、他都市では個別支援と地域支援を連動させるためにコミュニティソーシャルワーカーを配置しているところもある。地区担当保健師だけで低所得の問題など福祉も含めて対応させるのは限界があり、地域側にもコミュニティソーシャルワーカーを置く必要があると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、保健師の地区担当制に加え、地域包括支援センター等に「相談支援包括化推進員」を配置して各相談支援機関等のネットワークを構築し、相談者をチームアプローチにより支援する体制を整備することとしており、これらにより、地区社会福祉協議会を中心とした地域の取組をバックアップすることで、コミュニティソーシャルワーカーと同様の機能を果たすことができるものと考えています。 こうした取組については、現在、東区で行われているモデル的な取組を他地区にも広げ、その成果を踏まえ、全市的な展開に向けて施策の推進を図ることとしており、その中で、御指摘のコミュニティソーシャルワーカーの導入についても必要性を検討することになるものと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> 「民間との連携・協働による地域福祉の推進」(P.20)には、NPOや当事者組織といった市民活動グループとの連携が抜けている。市社会福祉協議会の計画では、第一段階として区レベルでプラットフォームを作ろうとしているので、記載すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「民間との連携・協働による地域福祉の推進」の第1(P.20)に3として、NPO等との連携について取組を追加しました(中間取りまとめで反映済み)。

委員	意見要旨	対応
堀田委員 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 年次計画を示さないとしても、最終年度にはここまで取り組むという目標を示すべきである。 この計画を見ると、市社会福祉協議会の計画も、特に地区社会福祉協議会の育成強化の部分を中心にリニューアルする必要があると感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における包括的な支援体制の構築については、本計画の計画期間である5年間において全ての地域で構築するというものではなく、あくまでも構築を目指し、この5年間において、現在、東区で行われているモデル的な取組を他地区にも広げ、その成果を踏まえ、全市的な展開に向けて施策の推進を図るということであることとし、その旨を明示するため、第3章の柱書き(P.17)、同章第1の1(P.17)、第2の1(P.18)、第3の1(P.19)の記述を修正しました(中間取りまとめで反映したものを一部修正。)
	<ul style="list-style-type: none"> 地区社会福祉協議会(地区社協)に相当高次なことを求めているため、市社会福祉協議会と協議した上で、市・区社会福祉協議会(市・区社協)と目標を共有してほしい。地区社協の育成プランや強化プランを出してほしいぐらいである。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止めることができるよう、活動拠点の整備の促進、事務局機能の充実を図ることにより、体制の整備を図ることとするなど、市・区社協と連携の下、地区社協に対しバックアップを行うこととしています(P.19)。
	<ul style="list-style-type: none"> 個別計画に委ねる部分とこの計画と個別計画が連動する部分、この計画だけに定める部分を整理する必要がある。上位計画は、個別計画を調整するものであるべきと思うが、「他の福祉分野の個別計画との関係」(P.3)等には、計画の位置付けしか書いていないように思えるため、その旨を記載すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「他の福祉分野の個別計画との関係」(P.3)に各分野の個別計画と本計画の役割を追加しました(中間取りまとめで反映済み。)

委員	意見要旨	対応
堀田委員 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 「目標像に至るプロセス」(P.25)は、ベクトル図を用いてはどうか。現行の表形式では、圏域間の連携が切れているような印象を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 「目標像に至るプロセス」は、圏域ごとにどのような段階を踏んで包括的な支援体制の構築に向けて取り組んでいくかを示したものであり、圏域を超えた連携については、「地域の包括的な支援体制『目標像』」(P.23)で示しています。
	<ul style="list-style-type: none"> 「目標像に至るプロセス」(P.25)のステップ①の「気運の醸成、環境づくり」の前に、地域住民が地域の問題に気付く・認識することが必要である。そのためにも、公民館の福祉講座や、市社会福祉協議会(市社協)のやさしさ発見プログラムなどが重要であるため、再整理が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が地域課題に気付くことができるようにすることは、ステップ①の「気運の醸成、環境づくり」(P.25)に含まれると考えるため、ステップ①に、地域住民の気付きや関心につながる取組を追加しました(中間取りまとめで反映済み)。
	<ul style="list-style-type: none"> 「支援の実践例」の事例1・2(P.26～27)は別々になっているが、市社会福祉協議会は、近隣ミニネットワーク、ふれあい・いきいきサロン、ボランティアバンクを一体のものとして進めているため、地域の誤解を避けるためにも、示し方を再考すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 事例1及び2を、事例1(P.26)として統合するとともに、その中にふれあい・いきいきサロンについても追加しました(中間取りまとめで反映済み)。
	<ul style="list-style-type: none"> 今回の計画は区レベルまでとなっているが、市、つまり本庁として地域福祉施策をどのように展開していくのか、どこかで触れておく必要があるように思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 中間取りまとめに示している地域福祉に関する施策は、区レベルにとどまらず、市全体として展開すべき取組であると考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> 「社会福祉法人による公益的活動の促進」(P.20)の2の文末は、「必要な指導・援助」ではなく、「必要な支援」に修正した方が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見のとおり修正しました(P.20)。

委員	意見要旨	対応
堀田委員 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 「福祉のまちづくりの推進」(P.21)の表題は、内容はバリアフリー化なので、「バリアフリーの推進」又は「福祉環境の整備」が適当ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーの用語は主にハード面での施策に使われることが多いため、見出しを「バリアフリーの推進」とすると、意識啓発などのソフト面での施策を含んでいることが読み取りにくくなるため、原文のとおりとしています。
	<ul style="list-style-type: none"> 「地域の包括的な支援体制の概念図」及び「地域での見守り活動の流れ図」を作成したので、参考にしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、地域の包括的な支援体制について、東区で行われているモデル的な取組を他地区にも広げていく中で、参考にさせていただきます。